道路運送法(抜粋)

- 第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- 第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国 土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別(国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の 別をいう。次号において同じ。)
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(以下「自家用有償旅客運送自動車」という。)の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲
- 五 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項 について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(以下「事業者協力型自家用有 償旅客運送」という。)を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名 称及び住所
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省 令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号の いずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。
- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調つていないとき。

道路運送法施行規則(抜粋)

- 第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 四 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会(以下「地域公共 交通会議等」という。)において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号 に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家 用有償旅客運送を行つている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各 号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上 必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。